

【参考事例】 グリーンインフラの取り組み



グリーンインフラの取組イメージ

I 雨水貯留・浸透等による気候変動・防災・減災に関するプロジェクト



歩道の透水性・保水性舗装、植樹ます



グランモール公園
(横浜市)

雨水を一時的に貯めてゆっくり地中へ浸透させ、水質浄化や修景機能も併せ持つ「雨庭」



四条堀川交差点
(京都市)

II 戦略的な緑・水の活用による豊かな生活空間の形成に関するプロジェクト



琵琶湖と市街地を結ぶ緑軸として公園を整備



草津川跡地公園
(滋賀県草津市)

地域住民による緑地の管理



みつけイングリッシュガーデン
(新潟県見附市)

III 官民連携等による投資や人材を呼び込む都市空間の形成に関するプロジェクト



自然環境と調和したオフィス空間の形成



二子玉川ライズ
(東京都世田谷区)

廃線高架橋における公園緑地整備による不動産投資の活性化



ハイライン
(米国ニューヨーク州)

IV 豊かな自然環境・景観・生態系の保全による地域振興に関するプロジェクト



生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川環境を保全・創出する多自然川づくり



鶴見川水系梅田川
(神奈川県)

山間の荒廃した水田をビオトープや環境教育の場として活用



立梅用水土地改良区
(三重県多気町)

【参考事例】 グリーンインフラ取り組み方針例（長野県 信州まちなかグリーン推進計画）



～まちなかみどり宣言～

2050年「まち」が「みどり」であふれる

公共インフラが「みどり」で変わる

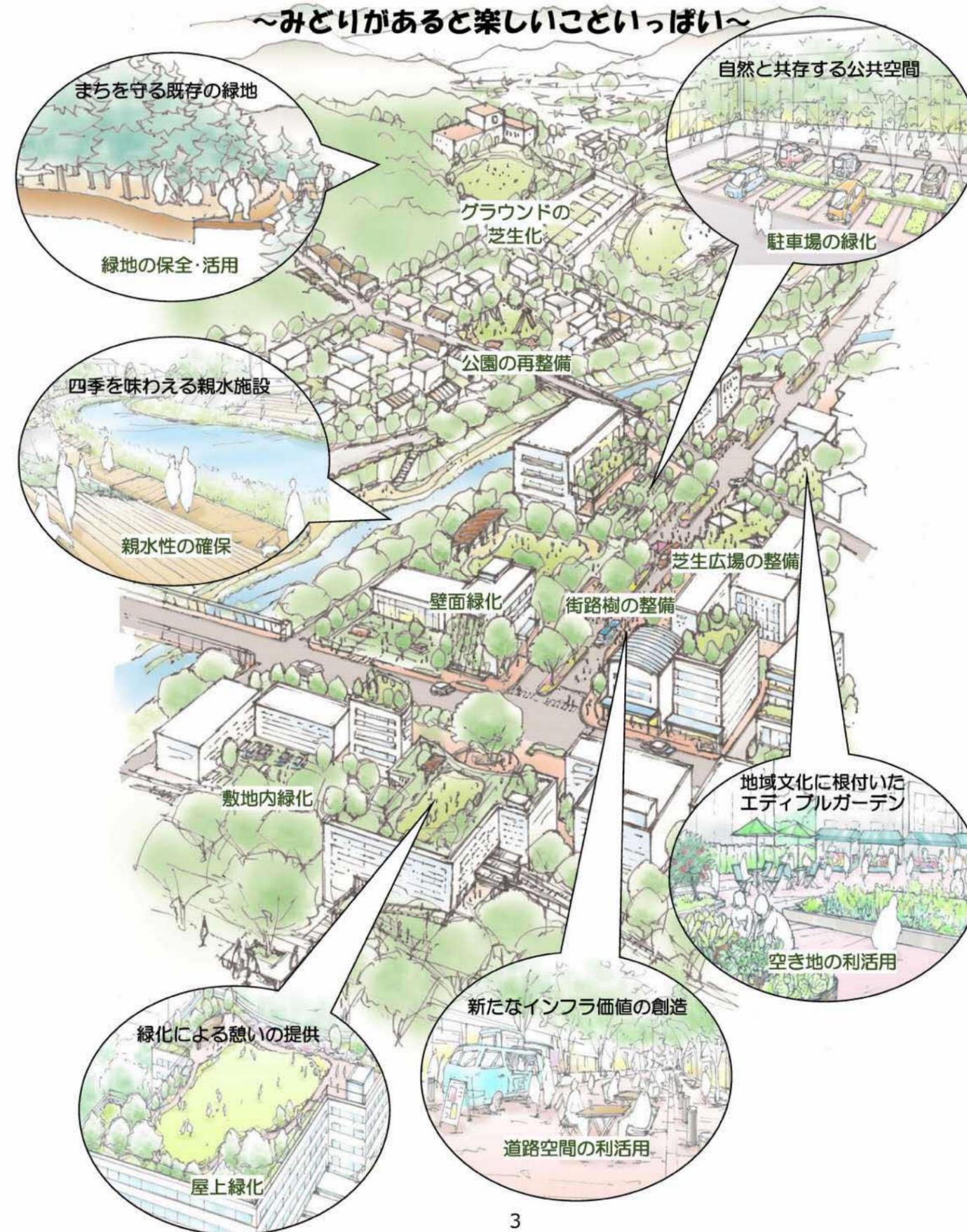
- **道路は、ウォークブル（歩きたくなる道）に！**
夏の暑さをしのげる並木道。ゆとりのある歩道には四季を通じて楽しめる植栽が続き、テーブルやベンチで人々がくつろぐ。
- **公園や広場は、まちと人をつなぐ場に！**
まちなかの公園や広場は、木陰で休む人、カフェでおしゃべりを楽しむ人、芝生を走りまわる子どもたちでにぎわう。
- **河川や水路は、うるおいを感じ、水に親しめる場に！**
まちなかの河川や水路沿いに整備された散策路は、水面のきらめきや水流の音、自然の生態系を身近に感じられる空間となる。

都市空間が「みどり」で色づく

- **駐車場は、みどりであふれる！**
分断されていた駐車場を一体化。新たに生まれたスペースは緑化され、木陰に設置されたベンチで沿道の歩行者が休憩し食事を楽しむ。
- **空き地が、みどりに生まれ変わる！**
まちなかの空き地は、公園や広場、地域の野菜を育てる菜園、マルシェなど交流や食育の場となる。
- **建物の敷地内にみどりを育み、楽しむ！**
建物の屋上や壁面は緑化され、入口の花壇や植栽は美しい景観を形成する。
- **緑地は、まちの資産として守られ、活かされる！**
まちなかにある社寺林や段丘林、田畑や果樹園は法令等により守られ、信州らしいまちなみをつくりだす。

30年後の未来はこんなまちに！

～みどりがあると楽しいこといっぱい～



【参考事例】 瀬戸内市民図書館（もみわ広場）（岡山県瀬戸内市）

（図書館のコンセプト）

「もみわ広場」とは、瀬戸内市民図書館の基本理念で「もちより・みつけ・わけあう広場」の頭文字をとって名付けられたものです。

この愛称は全国公募で777件のご応募を頂き、厳正な審査の結果選ばれた徳島県の片山康雄さんの作品です。

暮らしや仕事、また夢や未来を考える中で生まれた疑問や課題を「もちより」、その解決方法や展望を「みつけ」、そして、そうした気づきや発見を、図書館につどう市民のみなさんと「わけあう」ことのできる、そんな「広場」を目指します。

市民のみなさんとともに、元気で素敵な「もみわ広場」を育てていきたいと思えます。

Library of the Year2017

大賞・オーディエンス賞 受賞



【参考事例】 太田市美術館・図書館（群馬県太田市）

（1）基本理念

まちに創造性をもたらす知と感性のプラットフォーム

太田市美術館・図書館は、まちに創造性をもたらす、知と感性のプラットフォームです。

近代以降、太田市は「ものづくり」を中心に発展してきました。ものづくりを通して培われてきた市民ひとりひとりの英知は、いまま太田市の活力の源泉となっています。

一方で太田市は、中心市街地の衰退、人口減少と高齢化への対応など、様々な都市課題を抱えてもいます。今後太田市が「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち」であり続けるためには、「まちづくり」に対する市民の参画と協働をこれまで以上に推進していくことが重要になります。

こうした認識を踏まえ、太田市美術館・図書館は、「ものづくり」を通して育まれてきた太田市民の創造性を、これからの「まちづくり」に活かしていくための拠点となることを目指します。

太田市美術館・図書館は、斬新な発想により人々の感性を刺激する多彩な美術作品と、創造的発想の源泉となる広範な知識を提供する図書資料を、同時に閲覧できる場所を提供します。そのことにより太田市民に内在する創造性を開花させるとともに、創造性あふれる市民とともに、まちに広がり、中心市街地に賑わいをもたらすプロジェクトを多彩に展開していきます。

太田市美術館・図書館は、太田市の未来を担う「創造的太田人」を育成します。



撮影 ©Daichi Ano

（2）美術館・図書館事業の目的

○太田市に蓄積されてきた創造の遺伝子の収集と調査研究

太田市ゆかりの美術品や工芸品、郷土の歴史に関する資料や近代産業関連資料などを収集し、その調査研究を推進することで、太田に蓄積されてきた創造の遺伝子の価値を顕在化させる。

○世界の最先端の感性やクリエイティビティに触れる機会の提供

現代において世界最先端の評価を受ける表現や知識に触れる機会を提供する。太田市民による創造的取り組みの一助なることを目指す。美術館事業、図書館事業を同時に推進することで、感性と知性の双方を刺激する。

○次代を担う人材、プロジェクトの育成

本施設を拠点として、まちに広がるプロジェクトを多彩に展開するとともに、次代を担う子どもたちの創造性の育成に取り組む。事業計画、運営に市民が主体的に参加し、市民とともに本施設を運営する。



撮影 ©Daichi Ano



撮影 ©Daichi Ano



撮影 ©Daichi Ano



撮影 ©Yoichi Onoda



撮影 ©Daichi Ano

※出典：太田市美術館・図書館HP

【参考事例】 柔軟な区画整理（滋賀県彦根市）

◆工夫を凝らした中心市街地の活性化

事例①：集約換地を活用した区画整理～商店街の活性化～

- 中心市街地等において、地域の状況を踏まえ、区域を柔軟に設定するとともに、地権者の土地利用意向等を踏まえ、現位置換地にこだわらず集約換地

彦根本町地区の概要

【滋賀県彦根市】

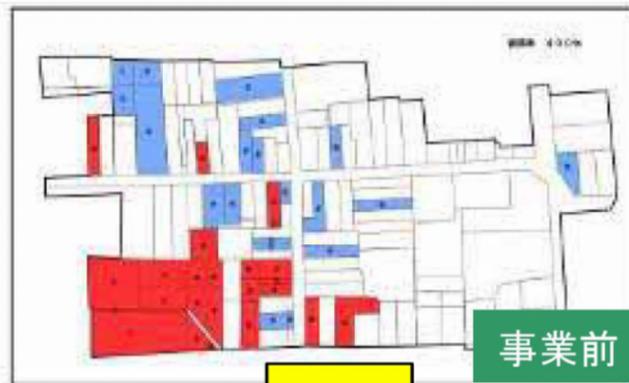
- ✓ 施行面積：約1.3ha
- ✓ 施行期間：平成11～17年度
- ✓ 施行者：本町土地区画整理組合
- ✓ 事業費：約28億円

事業の特徴

- ✓ 土地区画整理事業の換地手法により、散在する商店や共同利用希望者の土地を集約し、商店街街区、集約施設街区等を形成

整備状況

共同利用希望者を集約し、集客施設・来街者駐車場用地を創出



事業前



事業後

換地により散在する商店を各街区に集約



任意の事業組合が、ベンチやせせらぎ等の修景施設を整備

パティオや区画道路等、高質な空間の整備



事業前



事業後

【参考事例】（株）まちづくり長野（長野県長野市）

低未利用土地権利設定等促進計画に関する先行事例②



- 「ぱていお大門」は、国宝・善光寺の門前町に位置する、土蔵など歴史的資産を活用した商業施設群。
- 地元有志により、空き店舗や使用されていない土蔵などを地域の活性化拠点となるよう一体的に整備する計画がまとめられ、平成15年より商工会議所等の出資からなる「（株）まちづくり長野」がその実施主体を担っている。
- 地権者は10名程度にわたるが、（株）まちづくり長野が20年の定期借地を受け、整備から管理までを行っている。

善光寺
大門ぱていお
長野駅

従前

飲食
主に物販・サービス

○施行者：（株）まちづくり長野
 ○管理者：（株）まちづくり長野
 ○土地所有者：地権者・（株）まちづくり長野
 ○建物所有者：まちづくり長野

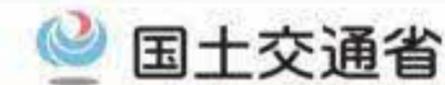
○平成13年に、空き店舗の一つが売却されビルになってしまう懸念が生じたため、住民有志の組織で当該土地を取得。
 ○取得した土地を含め一体的に空き店舗や歴史的資産を活用し、地域活性化の拠点とする計画をTMO（株）まちづくり長野が主体となって実施。

事業費補助 国 1/3 市 1/3
 事業費融資 商工中金
 補助 融資
 事業運営主体 (株)まちづくり長野
 ・土地整備
 ・建物整備
 ・施設の運営管理
 ・販促活動
 テナント 全20テナント
 賃料支払
 事業用借地
 賃料支払
 土地所有者 地権者12名

※出典：国土交通省HP

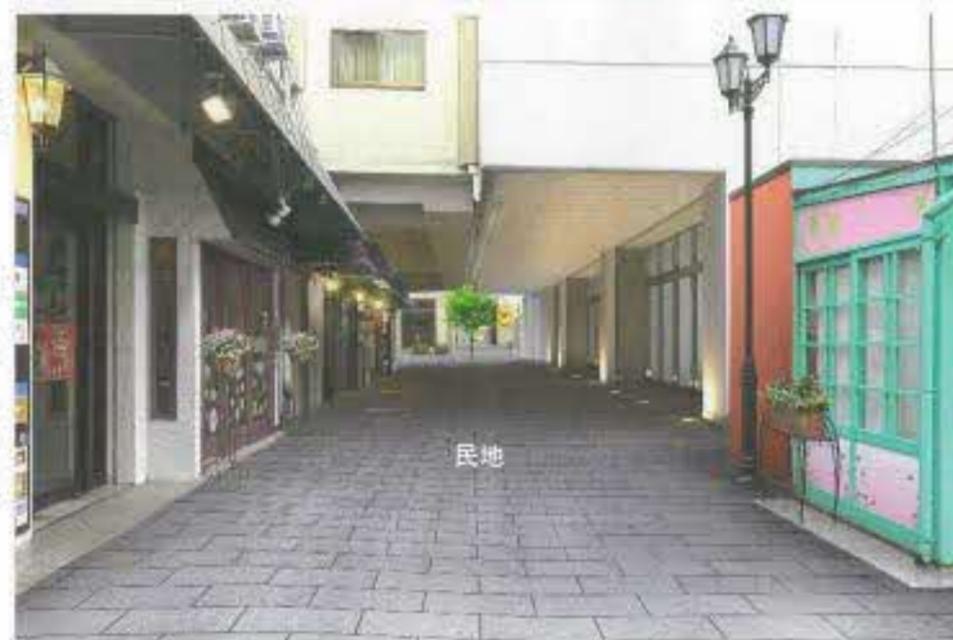
【参考事例】 花小路（通路）（青森県八戸市）

【参考事例】青森県八戸市 花小路（通路）



地域の賑わい創出及び快適な歩行空間のために必要な通路を民地を活用して整備・管理

- 八戸市の花小路は、昭和40年代に防災上の必要性から壁面後退による形成された空地であり、大部分が民有地であるが、現在に至るまで公共用通路として地権者より提供されている。
- 花小路周辺は、「八戸ポータルミュージアム（はっち）」や「みろく横丁」、「ガーデンテラス」など高い集客力を持つ施設が集積しており、平成30年7月には八戸まちなか広場「マチニワ」が供用開始され、連結する花小路は誰もが快適に通行できる空間として路面整備や修景整備を今後行い、引き続きまちづくり協議会で管理される予定



花小路イメージ

- 施行者：花小路周辺地区まちづくり協議会
- 管理者：花小路周辺地区まちづくり協議会
- 土地所有者：花小路周辺地区まちづくり協議会員等



八戸まちなか広場「マチニワ」



- 賑わい拠点や商業施設が集積する花小路周辺地区において賑わい創出や快適な歩行空間の形成を図ることを目的に「花小路周辺地区まちづくり計画」をまちづくり協議会が策定
- 市と協議会が協定により大部分が民有地である空地を公共用通路として活用することを定めている（花小路沿道地権者が土地を提供）

【参考事例】 八戸屋台村「みろく横丁」（青森県八戸市）

にぎわいあふれる商店街 アイディア商店街 まちづくりと一体となった商業活動

青森県八戸市 八戸屋台村「みろく横丁」

環境配慮にこだわった運営と若手起業家育成

若手起業家育成のチャレンジショップ的要素を持つとともに、日本初のリサイクルシステムを取り入れた地域循環型屋台村として地域活性化に貢献。

[<印刷用PDFダウンロード>](#)



みろく横丁風景

八戸屋台村「みろく横丁」

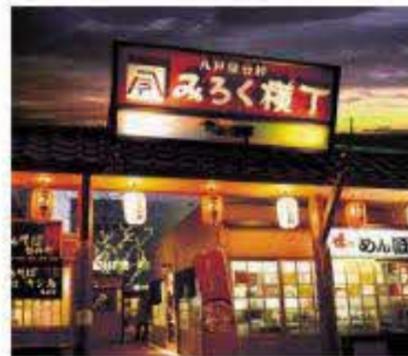
所在地

青森県八戸市

事業主体

有限会社 北のグルメ都市

事業実施の背景



みろく横丁風景



エコ掲示板

八戸市は、青森県の南東部に位置する人口約25万人の都市である。市の中心市街地は古くから八戸藩の城下町として、行政や金融、商業等の様々な機能の集積により、長年にわたり多くの市民が集うコミュニティの拠点であると同時に「八戸の顔」として発展してきた。

しかし、近年のモータリゼーションの進展、消費者ニーズの多様化、大型商業施設の郊外進出や公共施設の移転などを背景に中心市街地の空洞化と商業機能の低下がみられ、その活力が失われつつある。

市では、平成12年3月に中心市街地活性化基本計画を策定し、商工会議所や事業者等と連携しながら中心市街地活性化に向けた対策を講じてきたが、同時に、民間の動きも活発で、平成14年12月の東北新幹線八戸駅開業に合わせ、新幹線実行委員会の関係者により設立された「有限会社北のグルメ都市」によって八戸屋台村「みろく横丁」が開設された。

八戸屋台村「みろく横丁」は、中心市街地に位置する三日町と六日町を貫き、歩行者専用通路を作ったことからその名がつけられた。厳しい審査を勝ち抜いた25店舗が軒を連ね、全国に誇る八戸の食材を用いた郷土料理を提供し、市民や観光客で連日賑わいをみせており、首都圏から訪れる観光客を呼び込む目玉として、中心市街地活性化に大きく貢献している。

また、発生する生ゴミを肥料にリサイクルするなど日本初のリサイクルシステムを構築し環境への配慮に取り組むとともに、各出店者が屋台村出店を一つのステップとして、中心市街地の空き店舗等への出店も期待されるなど、空き店舗対策やチャレンジショップ的意味合いも兼ねるなど、様々な要素を持ち合わせ、地域活性化につながっている。

事業の概要



屋台村役場

(1) 日本初の環境対応型屋台村

各屋台は全てリサイクル資材を利用し、路面には廃タイヤチップを混ぜた資材を活用。また、割り箸を回収してコピー用紙に再生するとともに、各店舗から発生する生ゴミをリサイクルし、肥料として農家に提供するなど日本初のリサイクルシステム構築によるゼロエミッションの実現によって、日本初の環境対応型屋台村として環境配慮に重点的に取り組んでいる。

(2) 若手起業家の育成

若手起業家が屋台村へ出店し、実際に営業しながら経営のノウハウや技術力の向上などといった経験を得ることで、若手起業家の育成が図られると同時に、出店期間を3年間とすることでチャレンジショップ的要素や中心市街地空き店舗対策へもつながっている。

(3) 地元食材の提供と郷土料理のPR

地元八戸の食材を用いた郷土料理等を市民や観光客へ提供し、八戸の郷土料理のPRを図るとともに、スローフードの考え方をコンセプトとし、人と人とのコミュニケーションの原点である屋台の良さを十分に発揮することで賑わい創出につなげている。

(4) 屋台村役場の設置

屋台村内に屋台村役場を設置し、観光パンフレットや飲食店情報誌等を掲示するなど、情報発信基地的要素を持たせることで、観光客等来訪者へ市内観光地・イベント・飲食店情報のPRが図られている。

事業の効果

(1) 中心市街地への集客力向上

地元郷土料理を初めとしたバラエティーに富んだ料理の提供により、営業開始から3年間で百万人を突破する等、多くの市民及び首都圏を初めとする観光客が訪れ、中心市街地の賑わい創出につながっている。

(2) 環境配慮への意識啓発

屋台村では、割り箸をコピー用紙に再生したり、生ゴミを肥料へリサイクル利用するなどゼロエミッションに取り組んでおり、それらのリサイクル量を掲示板に掲示することで、屋台村出店者及び来訪者の環境配慮への意識啓発を図っている。

(3) 起業家の創出

3年間を一つのサイクルとして、起業家出店の場を提供することで、経営ノウハウや技術力を実際に営業しながら向上させることができ、自主開業へつなげることで、地域活性化を図っている。

※第1期は平成18年3月31日までで、実際に自主開業に至った店舗は10件。4月18日には、みろく横丁全体をリニューアルオープンした。

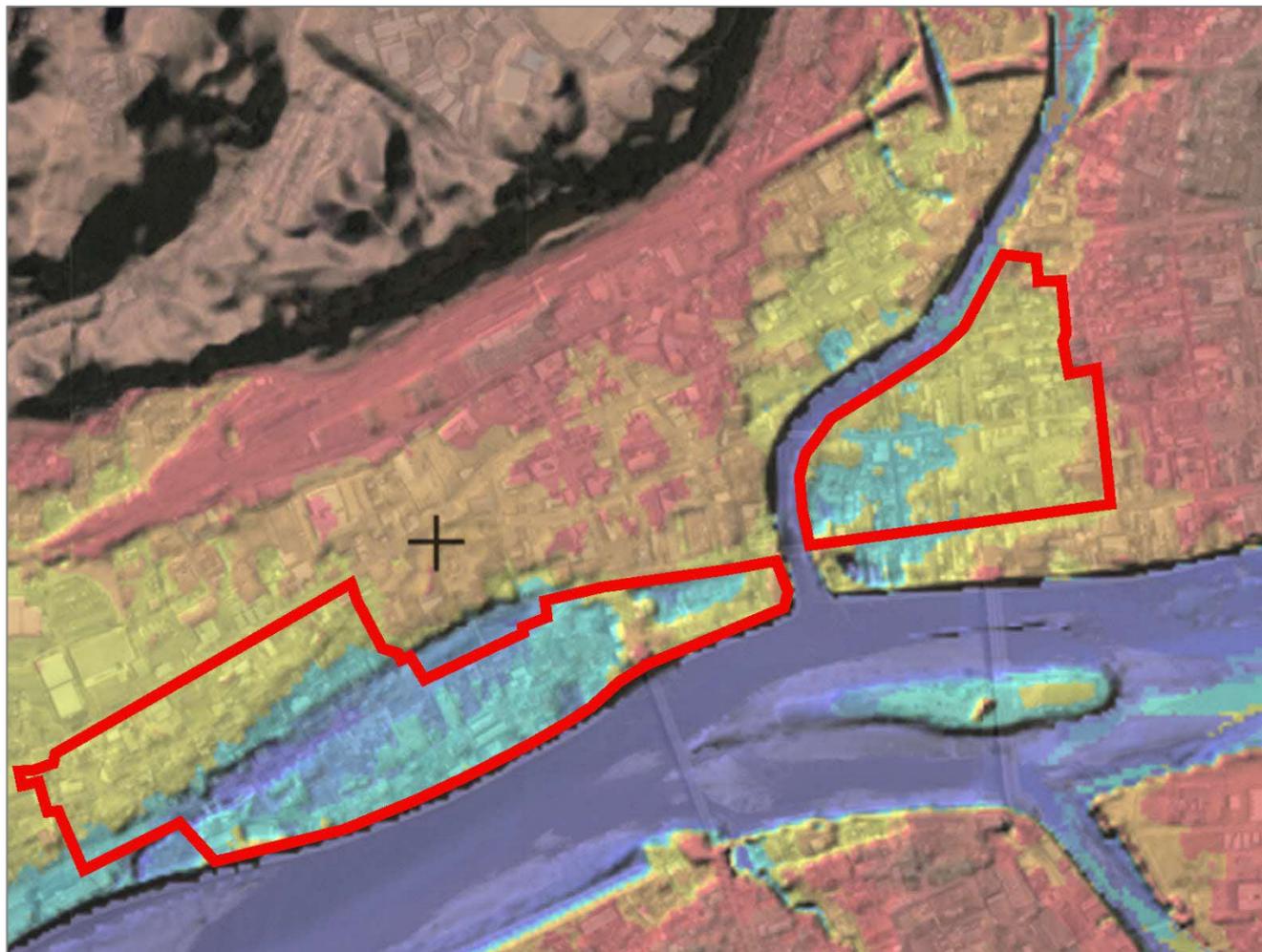
事業の課題・反省点

当屋台村は、市民を初め多くの観光客が訪れる場所となっているが、中心市街地の他の街区への波及効果が十分であるとは言い難い。八戸市では、みろく横丁を初めとして中心市街地に幾つかの横丁が存在するが、各横丁の連携強化と来街者の回遊性向上により中心市街地の賑わいを取り戻すことを目的とした「八戸横丁連合協議会」が設立された。今後は、他の横丁と連携を取りながら、その効果を中心市街地全体へ波及させていく取り組みが求められる。

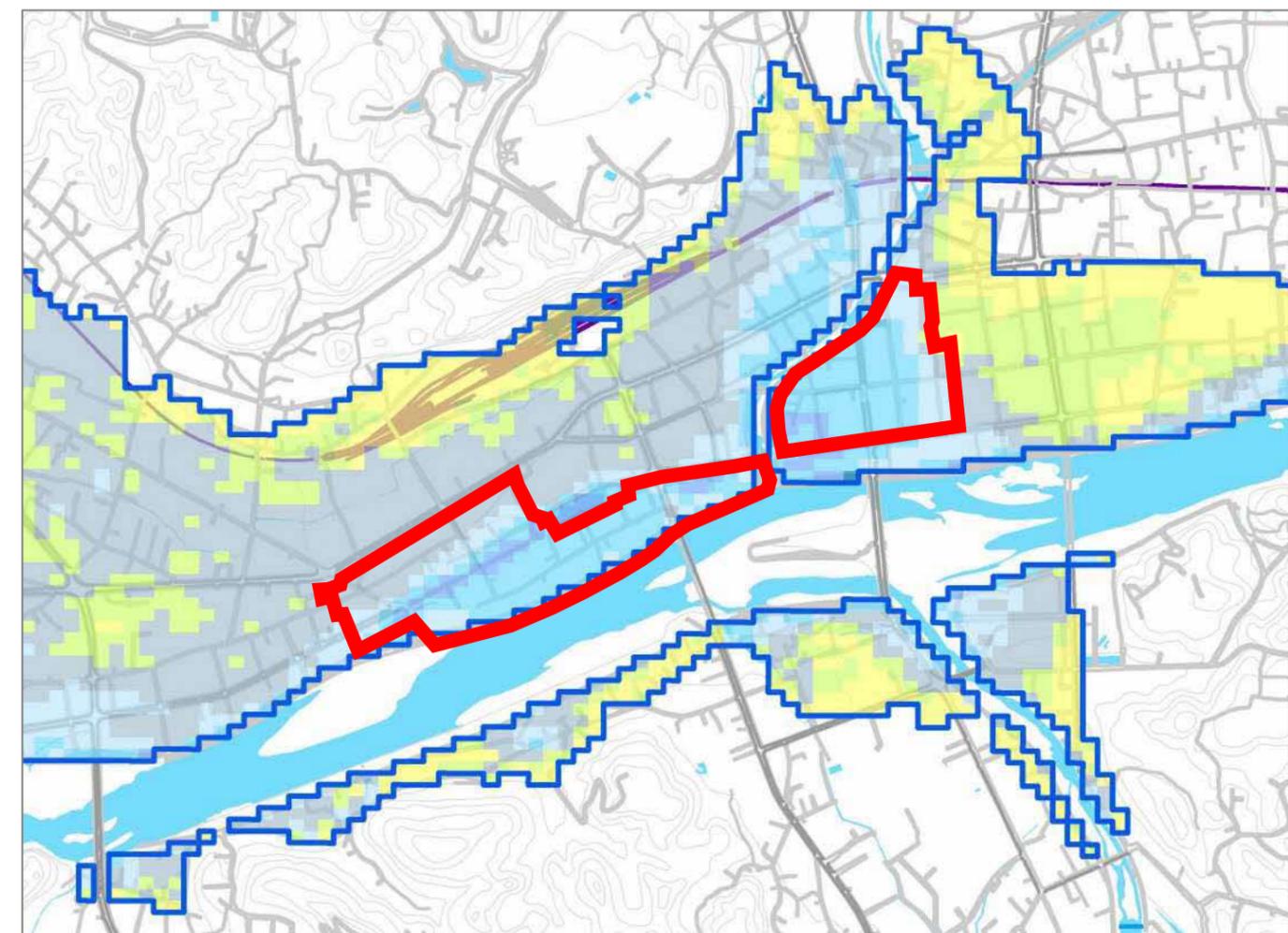
中心市街地の整備に係る現状と課題(1/2) ～土地の標高や実績浸水深の状況～

資料4

<土地の標高の状況>



<実績浸水深の状況>



[トップ](#) > [標高・土地の凹凸](#) > 自分で作る色別標高図

自由に色分けできる標高地図です。低地の細かい標高の変化もよくわかります。

データ作成方法の違いにより水部とその周辺等で不自然な標高差が生じる場合がありますのでご注意ください。

0m未満	0m未満
0m以上 100m未満	0m以上 100m未満
100m以上 101m未満	100m以上 101m未満
101m以上 102m未満	101m以上 102m未満
102m以上 103m未満	102m以上 103m未満
103m以上 104m未満	103m以上 104m未満
104m以上 105m未満	104m以上 105m未満
105m以上 106m未満	105m以上 106m未満
106m以上 107m未満	106m以上 107m未満
107m以上 108m未満	107m以上 108m未満
108m以上	108m以上

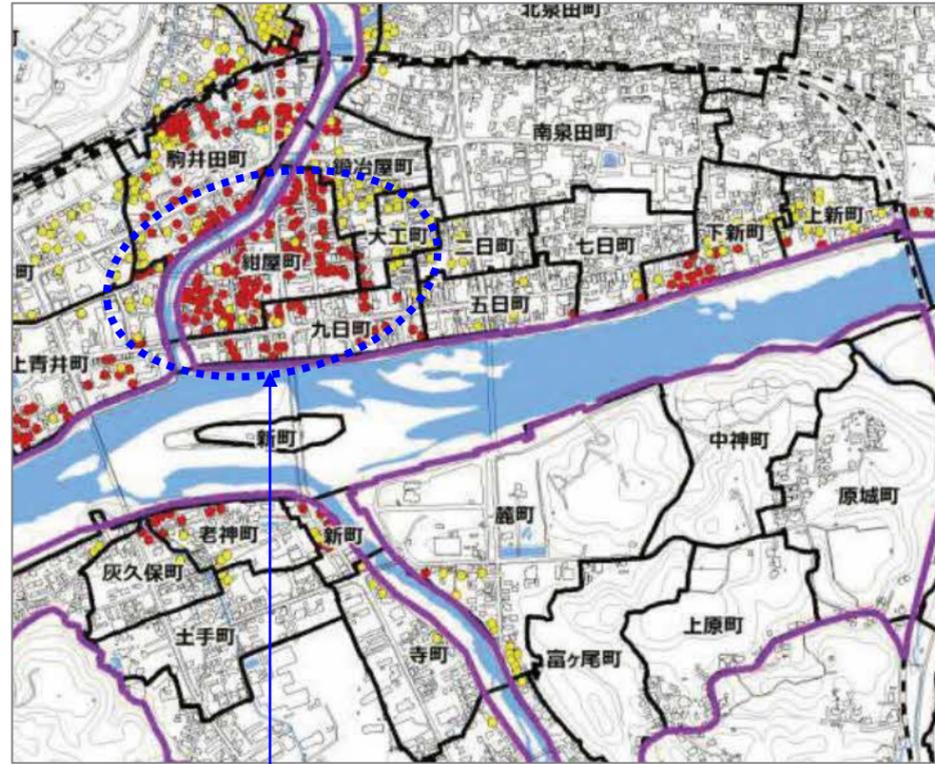
凡例

実績浸水深

0.5m未満の区域
0.5m以上 ～ 1.0m未満
1.0m以上 ～ 2.0m未満
2.0m以上 ～ 3.0m未満
3.0m以上 ～ 4.0m未満
4.0m以上 ～ 5.0m未満
5.0m以上 ～ 6.0m未満
6.0m以上 ～ 7.0m未満
7.0m以上 ～ 8.0m未満
8.0以上の区域

中心市街地の整備に係る現状と課題(2/2) ～建物被害や都市基盤の課題が集積する地区～

<①建物被害の状況>

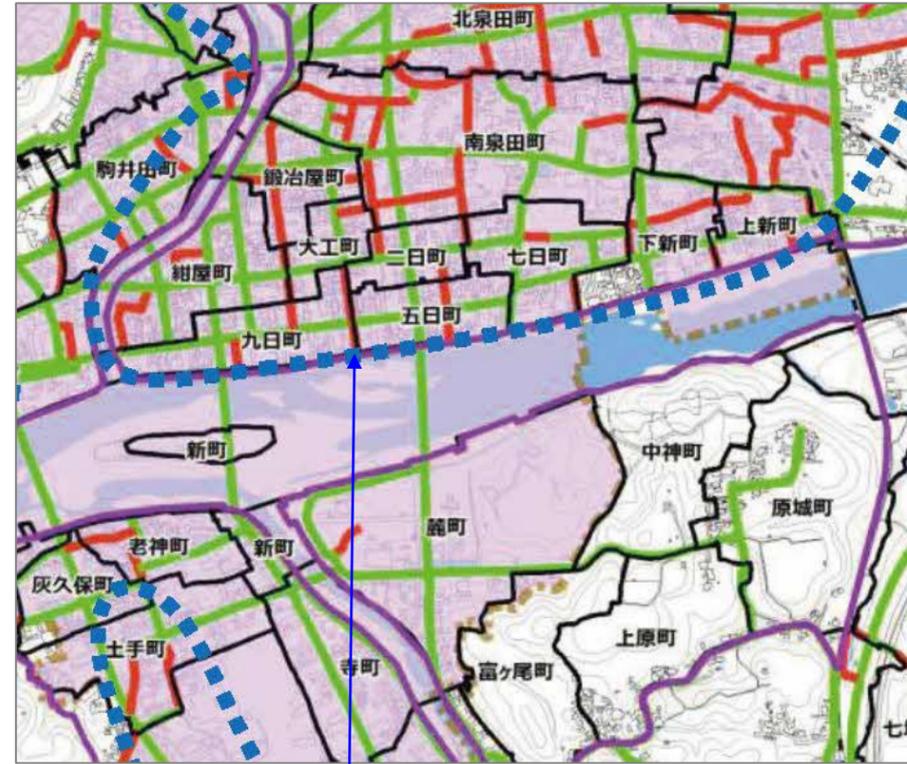


被災申請(被害判定)

- 全壊
- 大規模半壊

大規模な建物被害が多い地区

<②狭あい道路の状況>



道路幅員

- 幅員4m以上
- 幅員4m未満
- 平成27年 DID

DIDにおける幅員4m未満の道路が多いエリア

幅員4m未満の道路が多い地区

<③公園充足エリアの状況>



避難場所

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 自主避難所
- 公園充足エリア(250m)
- 都市施設_公園

公園が地区内に少ない



大規模な建物被害が集積し、道路・公園等の課題が重なる地区

写真の引用先一覧

(7 p)

まちの玄関口として沿道景観形成：<https://www.midorimachi.jp/roadside-tree/>雨水浸透緑地帯：<https://green-infra-pdf.s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/%E4%BA%8B%E4%BE%8B%E9%9B%86.pdf>歴史的な町並み形成：<https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/aview/120/551.html>

光の復興計画による夜間景観イメージ：人吉市資料

コンテナマルシェ：コンサルタント撮影

子育て世代支援機能＋広場：コンサルタント作成

石蔵の活用イメージ：<http://www.coara.or.jp/~mieko/20100920take/0920takej.htm>テラス型のオープンカフェ：<https://red.ap.teacup.com/hiroshimusic/832.html>地場産材を使用した災害公営住宅：<https://www.timberize.com/index.html?target=446>敷地内を通り抜けられる分棟型文化交流施設のイメージ：隈研吾建築都市設計事務所（<https://kkaa.co.jp/news/tomioka-city-hall-proposal/>）中心市街地の新たな拠点となる緑豊かな図書館等のイメージ：<https://www.artmuseumlibraryota.jp/> <https://www.onestory-media.jp/post/?id=1294>親温泉ポケットパークのイメージ：<https://haveagood.holiday/spots/270571>川沿いに回遊を促す足湯を配置：<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/dorokeikan/pdf/010.pdf>復興型商店街の再生：https://www.tohokukanko.jp/sozaishu/detail_1004580.html1階にI・Uターン、被災商店主向け店舗、2・3階に住居やシェアハウス：<http://www.smdw.co.jp/comichi/>

光の復興計画による夜間景観イメージ：人吉市資料

(9 p)

石垣・生け垣を活かした町並み形成：コンサルタント撮影

人吉の魅力を楽しむ散策コースの形成：コンサルタント作成

観音寺（相良三十三観音めぐり）：<https://hitoyoshikuma-guide.com/2019/02/13/33kannon-13/>上新町か下新町に中心市街地の方々のため災害公営住宅確保の検討：<https://www.timberize.com/index.html?target=446>

観光複合施設『H A S S E N B A』が拠点に：コンサルタント撮影

眺望を楽しみ回遊を促す足湯を配置：<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/dorokeikan/pdf/010.pdf>城見庭園からの眺望を活かす：<https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/aview/255/12825.html>

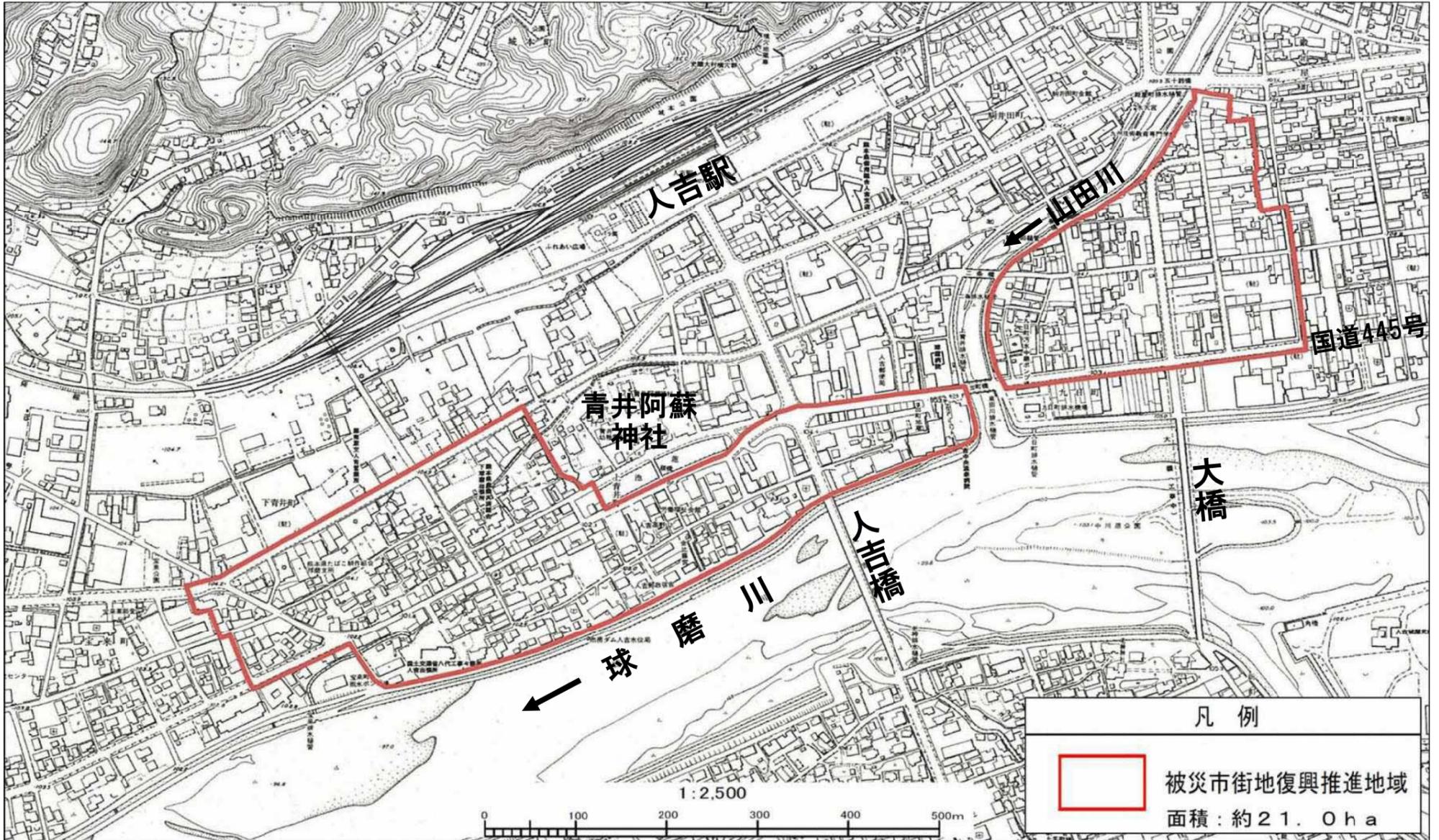
趣ある建物を散策コースのポイントに：コンサルタント撮影

個人商店（肉屋、魚屋、駄菓子屋、喫茶店など）が出店したくなる環境づくり：コンサルタント作成

(10 p) グリーンインフラの取り組み：<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001397159.pdf>(11 p) グリーンインフラの取り組み方針例：<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/greeninfra/210423kohyo.html>(12 p) 瀬戸内市民図書館（もみわ広場）：<https://lib.city.setouchi.lg.jp/SHISETSU/MOMIWA4.HTM>(13 p) 太田市美術館・図書館：<https://www.artmuseumlibraryota.jp/> <https://www.onestory-media.jp/post/?id=1294>(14 p) 柔軟な区画整理：<https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/materials/tayou/images/tayou.pdf>(15 p) (株)まちづくり長野：<https://www.mlit.go.jp/common/001290033.pdf>(16 p) 花小路（通路）：<https://www.mlit.go.jp/common/001290033.pdf>(17 p) 八戸屋台村「みろく横町」：https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/shoutengai77sen/idea/2touhoku/2_touhoku_03.html

人吉市被災市街地復興推進地域（案）

令和3年7月中旬都市計画決定予定



■被災市街地復興推進地域が指定されたら（特措法第7条及び第8条）

- 地域内の土地において、建築行為等が制限され、土地の造成・建築物の新築、改築、増築（応急修繕は含まない）には市長の許可が必要となる。
- 2階建て以下の木造等簡易な建築物で、市長の許可が得られないために、土地所有者に著しい支障が生ずる場合には、市または土地開発公社等は当該土地を時価で買い取るべきものとされている。
- 制限の期間は、発災より最長で2年間（令和4年7月3日まで）となる。

■許可が可能な建築行為等の内容

自己の居住の用に供する住宅又は、自己の業務に供する建築物（住宅を除く）の新築、改築又は増築で、次の要件に該当するもの。

- 2階建て、平屋
- 地下なし
- 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造
- 容易に移転または除却ができる
- 敷地の規模が300㎡未満

■市長の判断が必要な建築行為等の内容

建築物の新築、改築又は、増築で次の要件に該当するもの。

- 3階建て以上
- 地下あり
- 鉄筋コンクリート造
- 自らの生活の本拠として使用しないもの（貸事務所、貸店舗、アパートなど）
- 敷地の規模が300㎡以上

■許可申請が不要な行為

- 現在既に建っている建物の修繕については問題ありません。
- 都市計画決定前に工事に着手していたものについては、建てられます。

■問い合わせ先

人吉市役所 建設部 都市計画課 計画係
 電話：0966-22-2111（内線2422） FAX：22-2152
 mail：toshikeikaku@hitoyoshi.kumamoto.jp

人吉市役所 復興局 復興支援課 市街地復興係
 電話：0966-22-2111（内線8893） FAX：24-7869
 mail：fukkousien@hitoyoshi.kumamoto.jp